

産後お泊りケア事業



産後ってすぐに動けるのかな？
授乳や沐浴が上手くできるかな？
一旦家に戻ったけど、やっぱり不安…
誰かに話を聞いてほしいな…



©稲沢市 いなっぴー

産後に不安のあるかたを応援します！
令和6年度から費用負担が減り利用しやすくなりました！

- ✧対象者 産後4か月未満の母親と乳児で、医療機関等に泊まりながら、心身を休めたり、授乳指導などのサービスを希望される稲沢市民
- ✧費用 利用料 1日2,500円 ※ただし5日を超えた分は1日5,000円
※生活保護・非課税世帯のかたは別途減免あり
(別に部屋代及び食事代が必要。金額は実施機関ごとに異なります。)
- ✧期間 原則7日間以内

《指定医療機関》

稲沢市	稲沢厚生病院	0587-97-2131
	セブンベルクリニック(産後1か月未満)	0587-33-7877
一宮市	一宮市立市民病院(産後2か月未満)	0586-71-1911
	メイプルベルクリニック	0586-62-7855
	てしがわらレディースクリニック	0586-43-7788
	あさみや助産院	0586-68-0851
津島市	かん助産所	090-1864-4388
	貴子ウィメンズクリニック	0567-23-5786
	大橋産婦人科クリニック(産後1か月未満)	0567-26-7111
小牧市	エンゼルレディースクリニック(産後3か月未満)	0568-41-6260

裏面《手続きの流れ》
をご参照ください。



《手続きの流れ》

利用前にお申し込み

- ① 医療機関・助産所へ利用希望の連絡。
受け入れの可否や利用の流れなどを確認する。
- ② 保健センターへ電話し、利用希望の旨を申し出る。
産後お泊りケアの利用開始日までに保健センターへ申請書を提出できない場合はご相談ください。
- ③ 申請書を保健センター窓口、またはホームページ上でダウンロードして入手する。
- ④ 利用期間が決まったら、利用開始日までに保健センターに申請書を提出する。
持ち物 母子健康手帳、減免書類（該当するかたのみ）

利用後にお申し込み

- ⑤ 医療機関・助産所の受け入れが確認できたら、ケアを受ける。
（原則7日間以内）
- ⑥ 医療機関・助産所で産後ケア利用料に含まれていない部屋代や食事代等を支払う。
- ⑦ 保健センターから産後ケア利用料請求書が届いたら、利用料を支払う。

※令和6年度から、5日目までは1日あたり2,500円減免された費用で利用できるようになりました。
（1日あたりの利用料 1～5日目 2,500円 6～7日目 5,000円）

《注意事項》

- ご利用日が決まりましたら、必ず事前に保健センターへご連絡ください。
- 出産病院の紹介状が必要な場合があります。（文書料は利用者負担となります）
- 利用開始前に、利用希望期間について保健センターへ申し出がなかった場合、全額自己負担となる場合があります。

【問合せ先】 稲沢市健康推進課(保健センター内)
住所 稲沢市稲沢町前田365番地16
電話 0587-21-2300 FAX 0587-21-2361